



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテスト
代表者名 代表取締役兼執行役員社長
吉田 芳明
(コード番号 6857 東証プライム)
問合せ先 取締役兼経営執行役員管理本部長
藤田 敦司
(TEL: 03-3214-7500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第80回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款第13条を変更するとともに、これらの変更に関し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 当社のコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、2020年から相談役および顧問制度を廃止しております。今般の定款変更に合わせ、相談役および顧問について規定する現行定款第29条を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第 29 条 取締役会は、その決議により相談役および顧問を、それぞれ若干名置くことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 2 条 変更前の当会社定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の当会社定款第 13 条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の当会社定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③本附則第 2 条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>